

別表十六(六)

「8」又は「9」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表十六(六)

繰延資産の償却額の計算に関する明細書	事業年度 又は連結 事業年度	:	:	法人名	
--------------------	----------------------	---	---	-----	--

「8」欄

I 均等償却を行う繰延資産の償却額の計算に関する明細書

事業適応設備を取得した場合等の特別償却（事業適応繰延資産となる費用を支出した場合）を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の7第2項」
- ② 「区分番号」欄：「00663」
- ③ 「適用額」欄：「8」欄の金額

(注) 「8」欄の外書きは、特別償却に関する規定の適用を受けることに代えて、特別償却対象資産について特別償却準備金を積み立てる場合に記載することになっています。この場合は、「準備金方式による特別償却」措置の適用を受けることとなりますので、別表十六(九)の記載方法(P88~91参照)に従って「適用額明細書」を記載してください。

の	償	特	別	償	却	限	度	額	8	外	円	外	円	外	円	外	円	外	円	
償	却	限	度	額	9															
合	計	10																		
当	期	償	却	額	11															
差	引	償	却	額	12															
償	却	超	過	額	13															
特	別	償	却	額	17															
不	足	額	18																	
差	引	翌	期	へ	の	繰	越	額	19											
不	足	額	20																	
当	期	分	不	足	額	21														
適	格	組	織	再	編	成	に	よ	り	引	き	継	ぐ	べ	き	合	併	等	特	
特	別	償	却	不	足	額	22													

II 一時償却が認められる繰延資産の償却額の計算に関する明細書

繰	延	資	産	の	種	類	23												
支	出	し	た	金	額	24		円		円		円		円		円			
前	期	当	期	末	現	在	の	帳	簿	価	額	27							

(注) 本別表は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行日以後に終了する事業年度から対象となります。